



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 1099 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課) 1
- 1100 生活保護法による医療機関の指定 (") 1
- 1101 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 1
- 1102 保安林の指定解除予定の通知 (森林整備課) 2

○ 公告

- 入札参加資格審査に係る申請の受付 (総務事務集中課) 2

○ 監査公表

- 監査公表第17号 7
- 監査公表第18号 8

告 示

和歌山県告示第1099号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	廃 止 年 月 日
田訪 13-23	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター田辺訪問看護ステーション	田辺市湊651-1	平成 24.7.17

和歌山県告示第1100号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年 月 日
田訪 17-24	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター田辺訪問看護ステーション	田辺市稲成町77-1	平成 24.7.17

和歌山県告示第1101号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指

定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3012250340	あゆみ福祉販売所	田辺市文里二丁目34-15	就労継続支援A型	特になし	特定非営利活動法人歩の会	田辺市下万呂589-1	平成24.9.1	平成30.8.31

和歌山県告示第1102号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

平成24年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町周参見字立野中山5261の5（国有林）、5261の7（国有林。次の図に示す部分に限る。）、5261の8（国有林）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公 告

和歌山県が発注する役務の提供等の契約に係る競争入札についての和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「参加資格要綱」という。）に定める入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）に係る申請の受付を次のとおり行う。

平成24年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 資格審査の対象

参加資格要綱に基づき次に掲げる資格審査について申請を受け付ける。

(1) 新規受付分

平成24年1月1日を基準日とする入札参加資格について、平成25年1月1日から平成26年12月31日までを有効期間とするものを新たに取得するための資格審査

(2) 業務種目変更受付分

平成24年1月1日を基準日とする入札参加資格について、その業務種目を変更（増減）するための資格審査

2 資格審査の申請

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、参加資格要綱に基づき申請書及び申請書類を提出しなければならない。ただし、知事が特に認める場合には、その申請書類の一部について提出を免除することができる。

なお、申請書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

3 申請書類の提出場所及び申請書類の用紙の配布場所

(1) 申請書類の提出場所

資格審査を申請する業務種目ごとに別表に掲げる申請窓口とする。

なお、各振興局地域振興部総務県民課（東牟婁振興局申本建設部総務管理課を含む。）及び警察本部会計課を経由して提出することができる。

(2) 申請書類の用紙の配布場所

別表に掲げる申請窓口並びに各振興局地域振興部総務県民課（東牟婁振興局申本建設部総務管理課を含む。）及び警察本部会計課とする。

なお、和歌山県のホームページからその様式をダウンロードすることができる。

4 資格審査申請の期間

資格審査の申請ができる期間は、平成24年10月1日（月）から同月31日（水）までとする。

5 申請書類に用いる言語等

申請書類に用いる言語及び通貨については、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請書類に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請書類のうち、外国語を用いたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

6 資格審査の結果の通知

申請者には、参加資格要綱に基づき資格審査の結果を文書により通知する。

7 入札参加資格者の公表

入札参加資格を有すると認められた者については、参加資格要綱に基づき所定の事項を一般の閲覧に供するとともに、和歌山県のホームページに掲示して公表する。

8 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、平成25年1月1日から平成26年12月31日までとする。

9 競争入札等の公示

別表に掲げる業務種目に係る委託契約、請負契約及び賃貸借契約（建設工事、建設工事に係る調査、測量及び設計の業務並びにこれらに関連する業務に係るものを除く。）について条件付き一般競争入札等を行う場合は、和歌山県のホームページ等に掲示して公告する。

10 問い合わせ先

和歌山県会計局総務事務集中課物品班

郵便番号 640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2292

別表

役務の提供等の契約に係る業務種目及び申請窓口一覧表

業務種目		申請窓口
大分類	小分類	
1 建築物の保守管理	1 建築物清掃	管財課
	2 建築物周辺清掃・保守	
	3 建築物飲料水貯水槽清掃	
	4 ボイラーの運転・清掃・保守	
	5 建築物ねずみ昆虫等防除	
	6 シロアリ駆除	
	7 浄化槽保守	
	8 給排水・換気設備等保守	
	9 冷暖房設備等保守 (ボイラー式のもの「4」による。)	
	10 電気設備等の運転・監視	
	11 電気設備等保守	
	12 音響、放送、時計設備等保守	
	13 有線通信設備保守	
	14 無線通信設備保守	
	15 テレビ電波障害対策設備保守	
	16 中央監視設備等保守	
	17 昇降機等保守	
	18 自動ドア保守	
	19 附帯設備保守	
	20 建具・床等保守	
	21 危険物施設保守	
	22 消防設備保守	
	23 避雷設備保守	
	24 建築物空気環境測定	
	25 建築物等の点検	
	26 建築設備の点検	

業務種目		申請窓口	
大分類	小分類		
2 緑地管理、庭木・芝管理、樹木管理	1 除草	管財課	
	2 樹木管理・芝生管理 (剪定・殺虫消毒を含む。)		
3 撤去作業、凍結防止	1 船舶等解体		
	2 ボート等撤去		
	3 道路凍結防止		
4 警備	1 建物警備		
	2 機械警備		
	3 港湾・空港施設警備		
	4 防犯パトロール		
	5 交通誘導・交通整理・警備		
5 廃棄物処理	1 産業廃棄物処理 (収集・運搬)		
	2 産業廃棄物処理 (中間処理・処分)		
6 情報処理	1 システム分析・開発		情報政策課
	2 システム運用・保守		
	3 インターネットコンテンツ作成・運用		
	4 データ処理		
	5 ハードウェア保守		
	6 コンピュータ研修		

業 務 種 目		申請 窓口
大分類	小分類	
7 特殊設備保守管理 (建築物に係るものを除く。)	1 プールろ過装置保守管理	総務事務集中課
	2 遊具・砂場保守管理	
	3 駐車場設備保守管理	
	4 展示・映像・照明・音響設備保守管理	
	5 ガス配管設備保守管理	
	6 道路・河川・港湾設備保守管理	
	7 船舶給水設備操作・保守管理	
	8 空港消防設備消防業務・保守管理	
	9 船舶保守管理	
	10 排水・脱臭処理設備保守管理	
	11 海水・雨水処理装置保守管理	
	12 工業用水道施設運転・保守管理	
	13 工業用水道設備点検・保守管理	
	14 交通安全設備・緊急通報装置点検・保守管理	
	15 交通安全施設運用・管理	
8 機械等保守管理 (建築物に係るものを除く。)	1 分析機器保守管理	総務事務集中課
	2 計測機器保守管理	
	3 医療機器保守点検	
	4 事務機器・教育用工作機器保守管理	
	5 高圧ガス製造機器保守管理	
	6 機械ボイラー保守管理	
	7 スポーツ用品・トレーニング機器保守管理	
	8 スクーバタンク(潜水用)保守管理	
	9 自走建設機械・車両系荷役運搬機械保守管理	
	10 ガントリークレーン保守管理	

業 務 種 目		申請 窓口
大分類	小分類	
9 運送・保管	1 旅客運送	総務事務集中課
	2 貨物運送	
	3 美術品運送	
	4 梱包・発送	
	5 保管	
	6 公用自動車運行・保守管理	
10 企画・広告・手配	1 メディア制作	総務事務集中課
	2 広告・広報	
	3 デザイン企画制作・写真撮影	
	4 大会・イベント企画運営	
	5 研修企画実施	
	6 旅行手配	
	7 賞状等筆耕	
	8 速記・テープ起こし	
	9 壺花生け込み・貸植木	
11 測定・検査・調査研究等	1 環境測定(水質)	総務事務集中課
	2 環境測定(土壌)	
	3 環境測定(大気質)	
	4 環境測定(騒音・振動)	
	5 アスベスト濃度測定	
	6 ダイオキシン類測定	
	7 理化学検査・食品検査	
	8 臨床検査(医療機関外)	
	9 健康診断	
	10 被曝線量測定検査	
	11 調査研究・統計作業(社会経済分野)	
	12 調査研究・統計作業(自然科学分野)	

業務種目		申請窓口
大分類	小分類	
12 森林整備等	1 森林整備	森林整備課
	2 森林調査(Ⅰ)	
	3 森林調査(Ⅱ)	
	4 森林病害虫対策	
	5 森林測量	
13 給食	1 病院給食	森林整備課
	2 学校給食	
	3 栄養指導	
14 リース・レンタル	1 建物リース・レンタル	総務事務集中課
	2 医療機器リース・レンタル	
	3 事務機器リース・レンタル	
	4 電話機器リース・レンタル	
	5 自動車リース・レンタル	
	6 建設重機リース・レンタル	
	7 船舶リース・レンタル	
	8 資機材リース・レンタル	
	9 白衣類リース・レンタル	
	10 医療基準寝具類リース・レンタル	
	11 日用雑貨品リース・レンタル	
15 美術品・文化財保存	1 美術品保存修理	総務事務集中課
	2 文化財保存修理	
	3 文化財虫菌害防除	

業務種目		申請窓口
大分類	小分類	
16 人材	1 相談支援業務受託	総務事務集中課
	2 保育業務受託	
	3 通訳・翻訳事務受託	
	4 医療事務受託	
	5 総務事務・軽作業受託	
	6 人材派遣	
17 保険	1 損害保険	総務事務集中課

監 査 公 表

和歌山県監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成24年7月25日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年9月18日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 山 本 茂 博
 和歌山県監査委員 平 木 哲 朗

1 監査対象事業会計及び監査実施年月日

監 査 対 象 事 業 会 計	監査実施年月日
和歌山県立こころの医療センター事業会計	平成24年7月25日
和歌山県工業用水道事業会計	〃
和歌山県土地造成事業会計	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 和歌山県立こころの医療センター事業会計

(ア) 医業収益の過年度未収金については、平成23年度末で約2,969万円となり、前年度に比し、若干増加している。

今後も、「和歌山県立こころの医療センター未収金対策マニュアル」により、新規の未収金発生防止を図るとともに、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 子ども・女性・障害者相談センターとの兼務者が来所する場合、同センターは地点調整を要する所属であるが、地点調整されず、誤った額で旅費が支給されていたので、適正に処理されたい。

(ウ) リハビリ訓練に係る旅行命令簿又は外出承認簿が作成されていないものがあった。

また、旅行命令簿及び外出承認簿で、命令権者の決裁がなされていないものがあったので、適切に処理されたい。

(エ) 敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないものがあったので、適正に処理されたい。

(オ) 平成23年度に実施した未収金の債権回収業者への委託については、各債務者あて個別に通知しているが、私人への徴収の委託に該当するため、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示が必要であるので、適正に処理されたい。

イ 和歌山県土地造成事業会計

保有土地の販売については、西浜工業団地で7,159㎡の売却を行い努力されているが、平成23年度末現在、未処分地が567,979㎡（事業用借地権設定契約部分75,719㎡を含む。）となっているので、今後とも早期の土地処分について努力されたい。

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の事業会計について、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により、平成24年8月21日及び同月23日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年9月18日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 山 本 茂 博
 和歌山県監査委員 平 木 哲 朗

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
公益財団法人和歌山県農業公社	平成24年8月21日
社団法人わかやま森林と緑の公社	〃
和歌山県土地開発公社	〃
和歌山県税事務所	平成24年8月23日

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 公益財団法人和歌山県農業公社

就農支援資金貸付金の償還金及び違約金の未収金については、平成23年度末で約336万円となっており、前年度末に比し約163万円増加している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

イ 社団法人わかやま森林と緑の公社

造林事業の事業費の財源は、その大部分が日本政策金融公庫及び県からの借入金であり、平成23年度末の借入金残高は、約126億3,000万円となっている。

また、造林事業は伐期まで長期間にわたるため、多額の管理費等が必要となる。

今後、木材価格の動向を注視しながら、長伐期施業転換への契約変更（50年から80年に契約変更）、施業単価の見直し、間伐事業の重点実施など、貴団体が策定した「分収林経営改善計画」を確実に実施されたい。

ウ 和歌山県土地開発公社

宅地造成地内に公社が築造した道路等の公共施設（敷地を含む。）のうち、地方公共団体への移管が完了していない施設については、引取先地方公共団体の基準への適合等の問題があるが、引き続き早期移管に努められたい。

エ 和歌山県税事務所

平成23年度の県税収入率は、滞納整理に努力した結果97.1%で0.4ポイント増加し、平成23年度末の収入未済額は、約12億1,059万円と約1億4,390万円減少している。

個人県民税の収入未済額が占める割合は、県税全体の収入未済額の約67%と大きなものとなっているため、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和22年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金等諸収入の収入未済についても、適正な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。

(3) 検討事項

和歌山県土地開発公社

和歌山県土地開発公社の保有する土地について、平成23年度に住宅の分譲地として、長山団地（1件）、新宮蜂伏団地（15件）が売却されるなど努力されているが、依然として残っている土地が存在しているので、今後とも、その売却に努められたい。

また、その他の土地についても、早期処分に努められるとともに、紀泉台西部土地については、その活用の方途を検討されたい。

(4) 上記以外の事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。